

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

閲覧期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

閲覧年月日	閲覧者	閲覧事由の概要	閲覧した住民の範囲	閲覧件数	委託者
平成28年12月6日	株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	「家庭部門のCO2排出実態統計調査」対象者抽出のため	浜中町新川に在住の昭和3年4月2日から平成9年4月1日生まれの男女（1世帯より1人）	60人	環境省 地球環境局総務課 低酸素社会推進室長